令和８年（フ）第５７９１号
東京都世田谷区八幡山３丁目１－１－203
債務者　大内　昌美
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９２号
東京都調布市多摩川５丁目４－２－302
債務者　横山　美幸
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９３号
東京都墨田区墨田１丁目４－５－809
債務者　三浦しのぶ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９６号
東京都世田谷区桜新町２丁目28－14－103
債務者　神田菜々華
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９７号
東京都新宿区中井１丁目４－10－101
債務者　鈴木伸一郎
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７９９号
東京都目黒区鷹番２丁目21－９－302
債務者　野内　康修
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８００号
東京都大田区鵜の木１丁目10－７－202
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０２号
東京都品川区北品川２丁目13－５
債務者　横山テツ子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０５号
東京都葛飾区堀切３丁目26－８－102
債務者　中西　泰大
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０６号
東京都練馬区光が丘２丁目４－10－307
債務者　柳田　大地
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８０７号
東京都中野区野方４丁目３－２－205
債務者　小川　知也
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８３６号
東京都江戸川区南小岩２丁目１－８
債務者　福　　秀太
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８８０号
東京都江戸川区松江１丁目４－10－103
債務者　志村　春男
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５８８５号
東京都豊島区池袋３丁目３－16－308
債務者　赤崎　義光
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７３号
北海道深川市６条９番16号
債務者　佐藤　由梨
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月８日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５６６３号
東京都練馬区東大泉４丁目28－11　コバハイツ大泉Ⅳ　201
債務者　林　　潮美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６９９号
東京都北区堀船３丁目29－16　渡辺荘201
債務者　斉藤　　彩
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部